

ソーシャルワーク推進部会規程第1号

2019年4月26日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という）として定めた社会福祉活動部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

ソーシャルワーク推進部会（以下、SW推進部会という）は、県社士会が広く一般市民に対して持つ社会的役割を、相談援助活動、権利擁護活動、その他の社会貢献活動を通じて実践することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

- 1 本会においてSW推進部会と称す機関を置く。
- 2 SW推進部会は、本会の会員で構成する。部会長は、本会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

SW推進部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

- 1 福祉に関する無料相談会等の相談援助活動
- 2 県民、市民に向けた社会福祉貢献活動
- 3 その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

附則（施行期日）

この規程は、2019年5月1日から施行する。